議案第1号

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

加西市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年加西市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(市道の構造の基本理念)

- 第2条 市道の構造の基本理念は、次に掲げるものとする。
 - (1) 歩くこと、すなわち市民全体の身体活動量や交流を増すことが健康の基本であるという加西市の目指す歩くまちづくりの推進に資するものであること。
 - (2) 道路の区分及び役割に応じ、自動車利用者だけでなく、歩行者、自転車利用者等道 路を利用する者の安全で安心な通行ができるものであること。
 - (3) 沿道の土地利用の現況及び周辺の計画を考慮した道路の空間を構成し、かつ、当該道路に求められる機能を満足するものであること。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(審議資料)

昨年、加西市歩くまちづくり条例(平成27年加西市条例第9号)を制定し、活動量を増やすことにより健康になる歩くまちづくりを推進している。そのまちづくりの空間整備の重要な手段として加西市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年加西市条例第10号)と連携して、より効果的に歩くまちづくりを推進するため、本条例に基本理念として歩くまちづくりの概念を取り入れるもの。